工事希望型指名競争入札実施要領

本入札については、山崎郵便局局留郵便のみの入札とします。

１　入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

本入札に参加することができる者は、大山崎町の指名登録を受けたもののうち、（１）及び（２）に掲げる条件をすべて満たしていることについて、大山崎町長の入札参加の確認を受け、指名された者とする。

（１）　入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

入 札 に 付 す る 事 項	
発注番号	**８入札第５８号**
件　　名	**（円明寺線第 14・64 号）西法寺地内水道工事跡舗装本復旧工事**
場　　所	大山崎町字円明寺　地内
工事概要	As 舗装工　A=774 ㎡ 構造物撤去工　A=770 ㎡ 区画線工　L=305m
工事期間	契約締結日の翌日から令和９年３月２６日（金）まで
設計図書販売期間	令和８年１１月２６日（木）午前９時から午後５時まで
入札郵送締切日	令和８年１２月１０日（木）山崎郵便局必着
入札立会人公表	令和８年１２月１４日（月）
入札開札日時	令和８年１２月１８日（金）１４時３０分から

（２）入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独業者であること。

ア　町が実施した令和７・８年度指名競争入札等参加資格審査申請において、入札を希望する建設工事の種類で、「舗装工事」に登録していること。

イ　乙訓地域及び京都市内に本店・支店または営業所があること。

ウ　舗装工事に係る一般建設業許可又は特定建設業の許可を有する者であること。

エ　配置予定技術者は、直接的かつ３ケ月以上の雇用関係のある技術者で、建設業法による技術検定のうち、一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を工事現場に配置できること。

オ　舗装工事の経審点数（総合評定値Ｐ）が次の点数以上の者。

〇大山崎町内業者・・・・問わない

〇乙訓二市内業者・・・・７５０点以上

〇京都市内業者・・・・・８００点以上

カ　国または地方公共団体の発注で、平成２８年４月１日以降に完工した請負金額５００万円以上の舗装工事の実績を有すること。
（町内業者を除く。）

キ　地方自治法施行令第１６７条の１１の規定に該当しないこと。

※規定内容：当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ク　建設業法第２８条第３項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

※建設業法に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が行う営業停止命令

ケ　入札参加資格確認申請書の提出期間の最終日から入札開札日までの期間に、大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

コ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。

サ　大山崎町暴力団排除条例（平成２４年大山崎町条例第１９号）第２条（１）から（４）までに該当しないこと。

２　資格確認申請書及び設計図書の入手方法及び郵送方法

（１）資格確認申請書等の入手方法

原則として、町ホームページの入札・契約項目等・発注情報及び入札参加申請書か

らダウンロードしてください。

（２）設計図書等の購入方法（有料配布します。価格は購入時に示します。）

次の手順により申込を行った者に対し、配布します。

ア　設計図書等購入申込書（入札参加申請書様式８）を資格確認申請書の提出時に同時に提出してください。

イ　設計図書等配布日時は、確認通知で連絡します。

ウ　設計図書等は、大山崎町総務課管財係において配布します。

配布内容は、設計図書、郵便入札専用封筒（入札書在中封筒）、入札書及び入札書を入れる封筒とします。

（３）配布された設計図書等については、本工事の見積の用に供するのみとし、取り扱いに注意し、他の目的に使用しないでください。

３　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、資格確認申請書及び工事希望型指名競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じる必要があります。

（１）提出方法

入札に参加を希望する者は、それぞれ必要書類（資格確認申請書・資格確認資料・設計図書等購入申込書）を入れ封緘した封筒に「入札参加申請書類在中」と記載し、期日（当日消印有効）までに郵送してください。（定形外封筒を用い配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

・郵送先　〒６１８－８５０１　大山崎町字円明寺小字夏目３番地
大山崎町 総務課 管財係

（２）確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知します。

（３）その他

ア　資格確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

イ　提出書類はＡ４版で作成し、１部提出してください。

ウ　提出された書類は、本町において無断使用することはありません。

エ　虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがあります。

４　入札参加資格確認申請時の提出書類

（１）工事希望型指名競争入札参加資格確認申請書（様式１）

（２）工事希望型指名競争入札参加資格確認資料

ア　工事希望型指名競争入札技術資料（様式２）

１（２）カに示す工事の施工実績について、少なくとも１件を様式２に記載してください。（町内業者は除く）

イ　配置予定技術者調書（様式３）

ウ　過去５年間の受注状況報告（１～２件程度）（様式４）

エ　最新の経営事項審査結果通知書の写し

オ　工事希望型指名競争入札参加申請チェックリスト（郵送前に確認しﾁｪｯｸを入れて同封のこと）

カ　確認資料

工事希望型指名競争入札技術資料（様式２）に記載した工事に係る書類（コリンズカルテまたは契約書の写し）を提出してください。（町内業者は除く）

また、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出してください。

（３）設計図書等購入申込書（様式８）

（４）入札参加資格確認通知書（様式９）

入札参加希望者の『所在地』、『商号又は名称』、『代表者職氏名』、『発注番号』及び『工事件名』を記載してください。

５　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された方は、町に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。この説明を求める場合は、入札参加資格確認通知書による通知を受けた翌日から起算して５日（大山崎町の休日を定める条例（平成２年条例第８号）第２条に規定する町の休日を含まない。）以内に、書面により大山崎町総務課あてその旨を記載した書面を提出してください。

６　設計図書に関する質問回答

（１）質問については、町ホームページから「質問書様式」をダウンロードし、内容を記入の上、期限までにＥメールまたはＦＡＸで提出してください。

Ｅメールアドレス：kanzai@town.oyamazaki.lg.jp

ＦＡＸ：０７５－９５７－１１０１

（２）質疑・回答

ア　質疑締切日　　令和８年１１月３０日（月）正午まで

イ　提出方法　　Ｅメールまたは事前連絡のうえ、FAX にて提出してください。質疑の様式については、本町ホームページより印刷しご利用ください。

ウ　回答方法　　回答は、令和８年１２月３日（木）に各社あてＦＡＸにて行います。

7　入札手続等

（１）入札の方法

入札書及び工事費内訳書（価格内訳書（様式５）及び中内訳書（様式５－１））を入れ封緘した「入札書在中封筒」を期日までに山崎郵便局への局留郵便で郵送してください。〔配達記録が残る方法を利用するものに限る。〕

・郵送内容　郵便入札専用封筒（入札書在中封筒）に、入札書を入れた封筒と価格内訳書・中内訳書を封入してください。

郵送期限　令和８年１２月１０日（木）【必着】

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、入札書に記入する金額は円止めとします。

（３）工事費内訳書（価格内訳書・中内訳書）

ア　入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出してください。

イ　入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにしてください。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、失格扱いとします。

ア　１（２）に掲げる資格のない者の行った入札

イ　確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ　確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　代表者等が変更になっているにもかかわらず、指名競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届けをしなかった者の行った入札

オ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者またはその疑いのある者の行った入札

カ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ　開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札

ク　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱または金額を訂正した者の行った入札

ケ　予定価格を上回る価格又は最低制限価格を下回る価格での入札

（５）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、辞退届けを封筒に入れ封緘し、**「入札辞退届出書在中」と封筒に記載し**、山崎郵便局への局留郵便で入札書等の郵送期限までに必着するように郵送してください。〔配達記録が残る方法を利用するものに限る。〕なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は町の指名停止措置を行うことがあります。

（６）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（７）契約書作成の要否

要します。

（８）立会人の選出方法

入札（開札）は、入札日時に、入札参加資格があると確認されたものの中から立会人を選出し、立会人参加のもとで行います。

立会人は、入札書在中封筒の到着日順（同日の場合は、五十音順）に番号を付し、入札参加者数に応じた、下記に定める番号の者を３人選出し、入札日までに入札参加資格者名簿等をホームページで公表し、立会人と明記します。**立会人に選出された入札参加申請者は、当該公表内容を確認して入札（開札）に参加してください。（印鑑を持参してください。）**なお、代表者でなく、代理人が出席する場合は、「立会人委任状」の提出が必要です。委任状がない場合は入札に参加できません。

また、立会人が入札日に欠席した場合は、該当者の入札は「失格」とし、「不誠実な行為」として１ヶ月の指名停止措置とします。

【立会人の選出方法】

入札参加者数	申請書に付された番号
３人	１．　２．　３．
４人以上１０人以下	２．　３．　４．
１１人以上２０人以下	５．　６．　７．
２１人以上	８．　９．１０．

（９）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で且つ、最低制限価格を設けている場合は最低制限価格以上のうち最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。さらに、最も低い価格が同額で複数となった場合は、地方自治法施行令第１６７条の１３の規定により、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、入札参加者または参加資格審査後の入札参加者が、１名でも原則として入札を執行します。ただし、再度入札は執行しません。

８　入札保証金

免除します。

９　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収します。また、「不誠実な行為」として３ヶ月の指名停止措置とします。

１０　予定価格の公表

本入札においては、予定価格を事前公表とし、最低制限価格は事後公表とします。

予　定　価　格　　金９，３１５，９００円

最低制限価格　　事 後 公 表 と し ま す 。

「予定価格」・「最低制限価格」は、消費税及び地方消費税の額を含む金額です。

１１　契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入してください。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除します。

１２　現地説明

現地説明は行いません。(現地立会いは、事前に町総務課管財係まで連絡してください。)

１３　入札手続等

手　続　等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	１１月１２日（木）から １１月１９日（木）まで	町ホームページ
入札参加資格確認申請書等の受付・〆切	１１月１３日（金）から １１月１９日（木）まで	郵送
入札参加資格確認通知書	１１月２５日（水）	各社あてＦＡＸ
設計図書販売期間	１１月２６日（木）午前９時から午後５時まで	管財係窓口にて販売
質問の受付	１１月２６日（木）から １１月３０日（月）正午まで	ＦＡＸまたはＥメール
質問に対する回答	１２月３日（木）	各社あてＦＡＸ
入札書受付	１２月３日（木） １２月１０日（木）まで郵便局必着	山崎郵便局へ郵送
入札開札立会人公表	１２月１４日（月）	町ホームページ
開札日時	１２月１８日（金） １４時３０分から	役場３階中会議室
開札結果公表	１２月２２日（火）	町ホームページ

１４　支払条件

（１）前金払及び中間前金払

町契約規則並びに町公共工事の前金払に関する取扱要綱によるものとする。

（２）部分払

無

１５　新規登録業者の取扱い

（１）指名登録名簿の登録年度から３年間は町発注建設工事の習熟期間として、建設工事の競争入札に参加することができない。

（２）過去５年間のうち通算３年間を超えて登録が確認される業者で、営業拠点である本店・支店又は営業所を町域内もしくは町域外に開設もしくは移転した者は、指名競争入札参加資格申請での希望業種を変更しない場合に限り、新規登録業者としての取り扱いはしないものとする。

１６　落札決定通知書

（１）落札者が決定したときは入札終了後、落札決定通知書に必要事項を記載し落札者に通知します。

（２）落札決定通知書に指定する契約書の提出年月日は、その通知書が落札者に届く予定日から５日以内とします。

（３）落札決定通知書の指定期日までに契約書を提出しなかったときは、その効力を失うことになります。ただし、その指定日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ町長の承認を得たときは、その指定期日経過後３日を限度として、期間の延長を行うことができます。

１７　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、参加してください。

（２）確認申請書または資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、町の指名停止措置を行うことがあります。

（３）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

（４）入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがあります。

（５）予定価格以下又は最低制限価格以上で入札することができない場合は、入札を辞退してください。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格又は最低制限価格を下回る価格で入札した場合は、失格とします。

（６）町工事請負契約書第１０条第１項第１号に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務は原則できません。なお、これに違反した場合は、契約の解

除及び指名停止を行うことがあります。
また、公表同日に参加入札案件が２件以上あり先の入札を落札した場合、専任の技術者の配置を要しかつ、複数名の技術者を配置できていない時においては、次の入札は不参加として取扱います。

（７）落札者決定後、入札の過程（入札者名･入札価格等）を本町ホームページにおいて公表します。

（８）郵便入札に伴う諸様式は、本町ホームページよりダウンロードしてください。

（９）入札参加者名の公表は、談合抑止のため入札郵便締切後に行います。

（１０）建設業退職金共済制度（建退共）への加入・履行について

ア　工事の受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、対象労働者の共済手帳への共済証紙の貼付を厳守し、掛金収納書の写しを建設業退職金共済制度掛金収納届書に貼って、工事請負契約締結後直ちに（共済証紙を追加購入したときは工事完成時）に監督職員へ提出してください。

イ　施工するにあたり雇用する労働者全員の退職金について、労働協約または就業規則に退職手当の定めがある場合、特定退職金共済制度に加入している場合または中小企業退職金共済制度に加入している場合は、それを証する退職金制度届出書を監督職員へ提出してください。

ウ　１件５００万円以上の建設工事の契約については、契約締結時に当該工事にかかる建設業退職金共済事業本部発行の「掛金収納書」の提出を求めます。
共済証紙購入の的確な把握が困難な場合においては、建設業退職金共済事業本部作成「共済証紙購入の考え方について」の表を基本として購入してください。

（１１）工事実績の情報登録（ＣＯＲＩＮＳ（コリンズ：工事実績情報システム））について
契約金額５００万円以上の工事については工事実績情報サービス（CORINS）へ、登録が必要となります。CORINS 入力システムに基づき、受注・変更・完成時に『工事カルテ』を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後１０日以内に、完了時は完了後１０日以内に（一財）日本建設情報総合センターより登録申請してください。
また、（一財）日本建設情報総合センター発行の『工事カルテ受領書』の写しを監督職員へ提出してください。

（１２）契約書の作成等について
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象建設工事について

ア　対象建設工事を落札した業者は、工事担当課に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を提出してください。その際に「○解体工事に要する費用等」について記載内容の確認を受けてください。

イ　「建設リサイクル法」に従い諸手続を行ってください。